

## 京都府警察署協議会に係る事務の取扱いに関する訓令

[制定 平成13.5.31 京都府警察本部訓令第17号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第1項及び京都府警察署協議会条例(平成13年京都府条例第16号)第2条第1項の規定により設置する警察署協議会(以下「協議会」という。)に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の候補者の上申)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、警察署の管轄区域内に居住し、又は勤務している者の中から、人格、識見に優れ、地域住民を代表してその地域における安全に関する意見、要望等を述べるのにふさわしい者を協議会の委員(以下「委員」という。)の候補者として、上申書(別記様式第1号)により、京都府公安委員会(以下「公安委員会」という。)に上申(広報応接課長経由。以下同じ。)するものとする。

2 前項の上申に当たっては、自治体、自治会、教育等の各分野別、地域別、年齢層別、性別等に配慮するとともに、管内自治体の首長、関係団体等の長等に適任者の推薦を求めるよう努めるものとする。

(委員の委嘱)

第3条 公安委員会による委員の委嘱は、委嘱状(別記様式第2号)を交付して行うものとする。

2 前項の委嘱状の交付は、委員の候補者として上申した署長を通じて行うものとする。

(解嘱等)

第4条 署長は、委員に、委員たるにふさわしくない非行があったとき、委員としての適任性を失う理由が生じたときその他特別の理由が生じたときは、解嘱上申書(別記様式第3号)により、公安委員会に上申するものとする。

2 公安委員会による委員の解嘱は、解嘱通知書(別記様式第4号)を交付して行うものとする。

3 前項の解嘱通知書の交付は、委員の解嘱を上申した署長を通じて行うものとする。

(署長の任務等)

第5条 署長は、協議会の運営がその設置の趣旨に沿って行われるよう、京都府警察署協議会条例第4条第1項に規定する協議会の会長(以下「会長」という。)その他の委員との連携に配慮するものとする。

2 署長は、会長から協議会の会議(以下「会議」という。)の開催について協議があったときは、会議の開催について必要な調整等に配慮するものとする。

3 署長は、会議の開催の必要があると認めるときは、会議の開催を会長に申し入れるものとする。

4 署長は、原則として、会議に出席するものとする。

5 署長は、部下職員を会議に出席させる必要があると認めるときは、会長と協議して会議に出席させるものとする。

6 署長は、会長から会議録の作成に関する協議があったときは、部下職員の中から書記を指定するなど、必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第6条 署長は、会議の開催の都度、その予定及び結果を警察本部長に報告（広報応接課長経由）するものとする。

（助言）

第7条 署長は、会長から協議会の運営について相談があったときは、必要な助言を行うものとする。

（緊密な連携）

第8条 署長、広報応接課長その他の関係所属長は、協議会の運営について、緊密な連携に配慮するものとする。

（委任）

第9条 この訓令に定めるほか、協議会の事務処理に係る細部事項は、署長が定めるものとする。

2 前項の規定により、署長が訓達その他の定めをしようとし、又は改廃しようとするときは、事前に広報応接課長と協議するものとする。

附 則

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。